**福岡市屋台営業計画書**

令和　　 年　　 月　　 日

氏　　名

※　必ず指定の書類に記入してください。**”添付資料のとおり”など、指定の書類以外に資料を作成することのないよう**お願いします。**指定の書類以外の資料は評価の対象になりません**ので、ご注意ください。

（別紙１屋台配置計画図においては、参考となる具体的な屋台本体の外観、設計図を添付していただいてもかまいません。）

**１　応募者の概要**

|  |
| --- |
| (1) 現在の職業　※　複数ある場合は全て記入　該当する番号に○を付け、その他の場合は（　）に業種を記入してください。　１　屋台営業者 　２　屋台営業従事者　　３　飲食店経営　　４　飲食店従業員　５　その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| (2) 応募者の経歴（これまでの経歴を記入）※具体的な店舗名や企業名を記入してください。 |
| (3) 資格等　※　複数ある場合は全て記入。**資格証明書の写しを添付**。屋台営業に役立つと考える資格の有無について○を付け、有に〇を付けた場合は、（　）に資格名を記入してください。　有 ・ 無　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　） |
| (4) 屋台営業の志望動機 |
| (5) 将来の展望（例：10年間屋台営業で経験を積んだ後、一般店舗を出す予定　等） |

**２　営業希望地区**

　　同封の別図１～３を参照し、希望する順に地区名に○をつけてください。

長浜地区のグループ応募を含み、最大で第６希望（６位）まで選択することができます。

**屋台営業候補者として選定された地区で営業していただくことになります。そのため、屋台営業を行う考えがない地区には、○をしないようにお願いします。**

|  |  |
| --- | --- |
| 希望順位 | 営業希望地区（各順位ごとに一つ○をご記入ください） |
| １位 | Ａ 昭和通 | Ｂ 清流公園 | Ｃ 天神中央 | Ｄ 渡辺通 | Ｅ-① 長浜(個人) | Ｅ-② 長浜(ｸﾞﾙｰﾌﾟ) |
| ２位 | Ａ 昭和通 | Ｂ 清流公園 | Ｃ 天神中央 | Ｄ 渡辺通 | Ｅ-① 長浜(個人) | Ｅ-② 長浜(ｸﾞﾙｰﾌﾟ) |
| ３位 | Ａ 昭和通 | Ｂ 清流公園 | Ｃ 天神中央 | Ｄ 渡辺通 | Ｅ-① 長浜(個人) | Ｅ-② 長浜(ｸﾞﾙｰﾌﾟ) |
| ４位 | Ａ 昭和通 | Ｂ 清流公園 | Ｃ 天神中央 | Ｄ 渡辺通 | Ｅ-① 長浜(個人) | Ｅ-② 長浜(ｸﾞﾙｰﾌﾟ) |
| ５位 | Ａ 昭和通 | Ｂ 清流公園 | Ｃ 天神中央 | Ｄ 渡辺通 | Ｅ-① 長浜(個人) | Ｅ-② 長浜(ｸﾞﾙｰﾌﾟ) |
| ６位 | Ａ 昭和通 | Ｂ 清流公園 | Ｃ 天神中央 | Ｄ 渡辺通 | Ｅ-① 長浜(個人) | Ｅ-② 長浜(ｸﾞﾙｰﾌﾟ) |

※　応募時の事前調査の際に希望した地区から、変更しても構いません。

※　この書類の提出締切後、希望地区を変更することはできません。

※**「長浜グループ応募」をお考えの応募者**

　　下の表に、グループを構成する他の応募者の氏名をご記入ください。（最大３人まで）

|  |  |
| --- | --- |
| 他の応募者氏名（１） |  |
| 他の応募者氏名（２） |  |
| 他の応募者氏名（３） |  |

**B 天神東地区**

　　　　　現在屋台が営業している場所　　※R2.10.1時点

　　　　　公募する営業場所

**３　事業計画**

**(1) 営業概要**

|  |  |
| --- | --- |
| ①営業時間 | 　　　時　　　分　～　　　　　時　　　分 |
| ②営業日 | （　　　）日／週　　　定休日（　　　　　　　　　　　　）※　屋台営業は許可占用者が自ら行わなければならないことを踏まえて、記入してください（屋台基本条例第13条第1項参照） |
| ③応募者以外の従事者 | ・応募者の家族　　　　　　　　　　　名・正規の従事者　　　　　　　　　　　名・パート、アルバイト　　　　　　　　名 |
| ④営業開始までのスケジュール | 令和５年６月以降の営業開始に向けた準備等について、想定しているスケジュールを記入してください。（屋台確保、従事者確保、食品衛生責任者資格取得、市道等占用許可（公園占用等許可））・飲食店営業許可の申請　等） |
| ⑤営業日の設営から撤去までのスケジュールと人員体制 | 別紙２「営業時間・体制に係る計画書」に記入してください。 |
| ⑥営業時の屋台の規格や器材等の配置計画 | 別紙１「屋台配置計画図」に記入してください。　※　この屋台配置計画図により、「安全快適な公共空間の確保」と「良好な公衆衛生の確保」の書類審査の対象とします。 |

**(2) 関係法令遵守に向けた取組**

屋台営業者は、福岡市屋台基本条例（以下、「条例」という。）及び福岡市屋台基本条例施行規則（以下、「規則」という。）をはじめ関係法令等を遵守し、適正な屋台営業を行わなければなりません。

それぞれの基本事項について、公共の場所で営業することを認識し、**ルールをしっかり守るための方法や工夫を具体的に記入してください。**

①　安全快適な公共空間の確保（道路・公園占用関係）

　　　屋台の規格、占用時間、その他道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するためや公園の管理のために必要な各項目について、取組を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　　　　　目 | 内　　　　　容 |
| ア | 占用時間を守るための営業スケジュールと人員体制※　関係条文：規則第７条第２号 | 別紙２「営業時間・体制にかかる計画書」に記入してください。 |
| イ | 屋台の規格や器材等の配置計画※　関係条文：規則第７条第１号、第３号、第４号ア | 別紙１「屋台配置計画図」に記入してください。 |
| ウ | 営業時間中、屋台の搬入・搬出の際などに、営業者や従事者の車両を違法駐車しないための具体的な取組（１つ）※　関係条文：規則第７条第４号イ | ・ |
| エ | 営業時間終了後、屋台、器材及び車両等を占用場所に放置しないための具体的な取組（１つ）※　関係条文：規則第７条第４号ウ | ・ |
| オ | 営業場所及びその周辺をごみや汚水で汚さないための具体的な取組（各１つ）※　関係条文：規則第７条第４号エ、オ | （ごみ）・（汚水）・ |

②　良好な公衆衛生の確保（食品衛生関係）

屋台は固定店舗に比較し、区画、給排水及びその他の衛生設備について制約があることを踏まえ、食品衛生法施行規則及び「特殊形態営業に関する取扱要綱（福岡県）」で一般営業者が遵守すべき基準のほかに「生もの提供の禁止」、「施設外での調理行為の禁止」、「食肉、魚介類の屋台でのさばき行為の禁止」等が定められています。

これらを踏まえ、どのようなメニューや設備等により営業を行うか記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　　　　　目 | 内　　　　　容 |
| ア | 取扱いメニュー（例：とんこつラーメン、焼き鳥　等）※　関係条文：殊形態営業に関する取扱要綱（福岡県）第５取扱い食品及び提供品目 |  |
| イ | 適正な厨房設備計画※　関係条文：殊形態営業に関する取扱要綱（福岡県）別表施設基準 | 別紙１「屋台配置計画図」に記入してください。 |
| ウ | 営業前の仕込み（食肉・魚介等の下処理）をする場所や手順※　関係条文：殊形態営業に関する取扱要綱（福岡県）第６食品の仕入れ又は仕込場所 | （場所）（手順） |
| エ | 手指や調理器具の洗浄方法※　関係条文：食品衛生法施行規則第66条の2第1項及び2項（別表第17及び18） |  |
| オ | 食材や器具の保管場所や取扱※　関係条文：食品衛生法施行規則第66条の2第1項及び2項（別表第17及び18） | （場所）（取扱い） |
| カ | その他の食品の衛生確保に関する具体的な工夫や取組（最大３つ） | ・・・ |

③　その他の遵守事項関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　　　　　目 | 内　　　　　容 |
| ア | 近隣に公衆便所が無い場合、客等が利用する便所を確保する方法や案内の方法※　関係条文：規則第３条第１号ウ |  |
| イ | 客に料金や店のシステム（お通し等）を分かりやすく明示する工夫※　関係条文：規則第３条第３号 |  |
| ウ | 営業時間外の屋台の保管場所※　関係条文：規則第３条第４号 |  |
| エ | 屋台営業に係るごみの処理方法※　関係条文：規則第３条第５号 |  |

④　危機管理

危機管理について、以下の項目に対する具体的な対応を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　　　　　目 | 対応方法・取組 |
| ア | 食中毒予防策及び発生時の対応 | （予防の方策）（対応） |
| イ | 食物アレルギー予防策及び発生時の対応 | （予防の方策）（対応） |
| ウ | 客に飲酒運転を起こさせないための取組 |  |
| エ | 火災の予防策及び発生時の対応 | （予防の方策）（対応） |
| オ | 新型コロナ感染対策 |  |

**(3) 屋台文化を守るとともに、新たな魅力を創出するための取組**

※　関係条文：条例第５条第２項及び規則第19条第２号、第４号

|  |
| --- |
| ①　あなたが考える福岡の屋台全体の良さは何ですか。また、その中であなたはどのような屋台を目指しますか。 |
|  |
| ②　福岡に来られる観光客(外国人含む)に対するおもてなしの工夫やアピールできる能力等を、具体的に記入してください。 |
|  |
| ③　キャッシュレス対応及びレシート（計算明細）発行について、導入する考えがあれば、どのようなことに取り組むのか具体的に記入してください。 |
| キャッシュレス対応 |  |
| レシート（計算明細）発行 |  |
| ④　その他、従来の福岡らしい屋台文化を守るとともに、新たな魅力を創出するために、どのようなことに取り組みますか。具体的な取組を記入してください。（最大３つ） |
| 取　組 |  |
| 内　容 |  |
| 取　組 |  |
| 内　容 |  |
| 取　組 |  |
| 内　容 |  |

**(4) 地域貢献に向けた取組**

※　関係条文：条例第５条第３項及び規則第19条第３号

|  |
| --- |
| ①　公共の場で営業する屋台は、福岡市や周辺地域の中でどのような存在であるべきだと思いますか。 |
|  |
| ②　公共の場で営業する屋台営業者として、営業場所の近辺において、どのような地域貢献活動を行いますか。具体的な取組を記入してください。（最大３つ） |
| 取　組 |  |
| 内　容 |  |
| 取　組 |  |
| 内　容 |  |
| 取　組 |  |
| 内　容 |  |

**(5)　計画の具現性（資金計画、収支計画）**

|  |  |
| --- | --- |
| 資金計画、収支計画 | 別紙３「資金・収支計画」に記入してください。 |

**(6)　グループ提案　※ グループ応募をしない方は記入不要です。**

|  |
| --- |
| ①　長浜地区の活性化など、地域に寄与できる、グループならではの取組を具体的に記入してください。 |
|  |
| ②　福岡市に来られる観光客（外国人を含む）に対する、グループならではのおもてなしやアピールができる取組を具体的に記入してください。 |
|  |